

朝霞第三中学校部活動方針

(平成31年1月1日実施)

(令和3年4月8日改訂)

1 部活動の加入について

部活動は、『生徒の自主的、自発的な参加により行われる』活動であるため、加入については、希望加入制とします。ただし、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであることから、積極的な参加を促します。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進について

- (1) 「朝霞市立中学校における部活動方針」に基づいて、適切な指導をおこないます。
 - ア 部活動顧問、外部指導員等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。
 - イ 運動部顧問は、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果が得られる指導をおこないます。
 - ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果が得られる指導をおこないます。
 - エ 部活動顧問は、生徒が互いに協力し、達成感や成就感を味わう中で、他者を思いやる心や望ましい人間関係、連帯感等の社会性を育めるよう指導をおこないます。
また、生徒の人間関係に十分注意するとともに、生徒間のいじめや過度の上下関係を生まないように留意します。
 - オ 部活動は、指導者（部活動顧問等）の監督指導の下で実施します。
 - カ 部活動の指導において、部活動顧問、外部指導員等による以下のような発言や行為はおこないません。また、先輩、後輩等の生徒間でも許しません。
 - ・ 殴る、蹴る等の暴力行為。
 - ・ 言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等。
 - ・ セクシャルハラスメントと判断される行為や発言。

3 適切な休養日等の設定について

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、以下を基準とします。なお、この規定における一週間とは、「月曜日から日曜日まで」とします。
 - ア 学期中及び長期休業日において、週当たり2日以上以上の休養日を設けます。
(平日は基本的に水曜日、土日は少なくとも1日以上を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替えます。)
 - イ 練習試合等で活動日が全日となってしまった場合は、他の日に休養日を振り替えます。

- ウ 長期休業中の休養日の設定については、連続した一週間程度の休養日を設定します。
- エ 長期休業日において、閉庁日（お盆、正月の時期）には、原則活動しません。
- オ 活動時間は、長くとも平日では2時間程度（朝練習は含まない）、長期休業中を含む学校休業日は、3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動をおこないます。

（令和4年度）

期間	終了時刻	完全下校時刻
4月～新人大会終了まで	17時45分	18時00分
新人大会終了～県民の日まで	17時15分	17時30分
11月15日～1月	17時00分	17時15分
2月中	17時15分	17時30分
3月中	17時30分	17時45分

- カ 校長の承認により年間4回の大会及びコンクール（地区大会2回。他の2回においては、部活動ごとに決定します。）において、その開催日の前2週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）規定によらず活動することができます。ただし、1週間の活動時間の上限を16時間程度とします。
- キ 上位大会（県大会以上）に出場が決定した部活動は、保護者の理解のもと、校長の承認により、規定によらず活動することができます（定期テスト前の部活動停止期間を除く）。ただし、1週間の活動時間の上限を16時間程度とします。
- ク 平日に朝練習を行う場合は、少なくとも週に一日以上の休養日を設けます。

4 事故防止について

(1) 熱中症事故防止

熱中症の危険がある場合には、活動の変更・中止等適切かつ柔軟な対応をとります。

また、活動中に、こまめに水分補給をとらせたり、日陰や屋内の冷房の効いた部屋等で休養をとらせたりするなど、十分な対策をおこないます。

(2) 自然災害による事故防止

台風、雷、竜巻、集中豪雨等の自然災害については、生徒の安全を第一に対応します。

なお、大会においては、大会規定によるものとします。

(3) 校外活動における事故防止

ア 校外で活動する場合は、実施日や実施時間、活動場所、引率方法などをきちんと連絡します。

イ 校外の活動場所への移動については、安全指導を徹底します。

ウ 部員の移動手段として自転車を利用する際、自転車保険に加入していることを確認します。